

井の口川水面利用検討会

<議事概要>

日時：令和5年3月24日（金）

10時～11時

場所：福井県敦賀合同庁舎
別館2階 大会議室

【出席者】

理事

国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所長（代理）、敦賀海上保安部長（代理）、
福井県土木部長、福井県嶺南振興局長、福井県敦賀警察署長、敦賀市副市長

幹事長

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所長

事務局

福井県土木部河川課長、福井県土木部港湾空港課長

【議事概要】

（1）幹事会の開催状況について

幹事長より説明（資料1）

（質疑応答）

質疑なし

（2）河川改修工事、一時係留施設の検討について

事務局より説明（資料2）

（質疑応答）

<理事>

既存施設の利活用（資料2-4）は、恒久施設ができるまでの一時的なものか。それを恒久施設とするのか。

<事務局>

一時的か恒久的かには関わらず、まず既存の施設を利用していただく方を募る。

<理事>

資料2-4だとどれくらい停めることができるのか。

<事務局>

施設ごとに異なっている。陸上保管を考えており、場所によっては30隻程度保管できるところもあるが、調整中であり具体的には申せない。

<理事>

既存施設を整備し、その状況を踏まえ恒久施設の係留数を決めるのか。

<事務局>

その通り。

<理事>

なぜ新規施設を活用しないのか。時期的にタイミングが合わないだけなのか。

<事務局>

新規施設は、規模や施設のレベル等について、今後利用者と想定される方からの意見を伺いながら検討しているところ。それに対し河川改修工事とスケジュールと合わない部分は、一時的なものが必要であり、新規施設の隻数を固めるために、まずは、既存の施設にどれだけ入るかということまず決める必要がある。

<理事>

河川工事とタイミングが合わないという事は仕方がないが、それが不法係留している人たちに伝わらないと、スムーズな移行は難しいと考える。利用者に伝わるよう、周知なり説明をお願いする。

<事務局>

アンケートや説明会で利用者の意見を聞き、考えを伝えていく。

(3) アンケート調査の概要について

事務局より説明（資料3）

（質疑応答）

質疑なし

(4) 不法係留船の撤去・啓発について

事務局より説明（資料4）

(質疑応答)

<理事>

使用者調査票は、所有者の把握をし、調整を行うことが目的と理解すればよいか。所有者がわかったら、次はどうするのか。

<事務局>

移動など直接周知を行う。

<理事>

移動場所がない場合は、どうするのか。

<事務局>

付近の民間施設にも空きがあるが、料金が折り合わないという実態がある。そこで、港湾内にある施設の有効活用を図り今後あつせんすることを考えている。地元との調整を進め、移動先の確保に努めアナウンスと合わせて啓発活動を実施していく。

<理事>

不法者へのアンケートにしては、文面が丁寧すぎではなかったか。

<幹事長>

アンケートの文面については、議論があった。

アンケートとは別に、年末に井の口川と敦賀港の不法係留者に通知を行っており、不法係留者に対しては、まず河川法違反という事を示している。

<理事>

代執行は考えているか。

<事務局>

受け入れ先を探してマッチングしていくが、工事の支障となる場合は、代執行もあり得る。

<理事>

代執行の主体は。井の口川は、河川区域と港湾区域が重複しているようだが、役割分担はどのようにされるのか。

<事務局>

河川管理者である県となる。河川改修工事に支障となる船については、河川法上の権限という事で河川課となる。

<理事>

河川法上の川と、河川法から外れる部分の境はどこか。

<事務局>

花城橋の河口側になる。

<理事>

橋にある立看板だが、文面が停めてはいけないのは橋の下だけとも読める。船舶所有者には県の意向を示しているとは思いますが、周辺住民にも、橋の下以外も不法係留だという認識を持つことが大切。不法係留の解消に向け、市民の世論を作ればよい。

<事務局>

看板については再度吟味する。先日新聞にも掲載されたこともあり、地元的には報道などを通じて啓蒙していただくと、不法係留者も地域住民にも再認識していただけるということで、啓発活動は強化していきたいと考える。

<理事>

タグの取り付けについてだが、貼られた船から苦情とかネガティブな情報を流されると失敗する。後でタグを見たときに、事前に知っていれば反応は違うので、報道を活用されるとよい。

<幹事長>

報道にアナウンスさせていただき、認識していただくよう努める。

(4) 井の口川および敦賀港における船舶係留の状況について（資料5・6）

<理事>

河川工事までには、所有者不明船も井の口川からはなくさないといけないが、既存施設の利活用と斜路設置というところで、キャパ的には対応できるのか。

<事務局>

既存施設の関係者から了解が得られれば、井の口川の不法係留船61隻は保管できると考える。

(5) 全体計画（案）について（資料7）

<会長>

昨年の計画では、令和6年度から不法係留船が支障となると考えていたが、今回、河川改良工事の工程を工夫し、令和8年度以降の河床掘削までには不法係留船を移動させたいということで、令和8年度までに既存の施設や民間の元々の保管施設も含めて、先ほどの60隻程度を移動し、移動しない場合は、代執行を含めてどうするかを、幹事会や検討会で議論し進めていくという事でよいか。

<事務局>

はい。

<理事>

敦賀港の不法係留も、河川と同様に一環として啓発活動をすべき。

<事務局>

敦賀港においても、河川と合わせて活動を続ける。